

常勤役員、非常勤役員並びに評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たんぼぼ会定款第8条及び第21条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員並びに評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事、監事、及び評議員をいう。

3 本規程でいう常勤役員とは、所定週平均2日以上勤務する役員をいう。

4 本規程でいう非常勤役員とは、所定週平均2日以上勤務に該当しない役員をいう。

5 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の報酬)

第8条 所定週平均2日以上勤務に当たる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2 前項の報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等の出席に係る支出及び費用弁償については、これを行わないものとする。

3 常勤役員の報酬の支払い日及び支払い方法は、当月分を当月25日、役員が指定する本人名義の預金口座に振り込むものとする。ただし、指定日が金融機関の休日にかかる場合はその前日とする。

(非常勤役員の報酬)

第4条 所定週平均2日以上勤務に該当しない役員及び評議員の報酬は、以下の通りとする。

(1) 理事長、理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により源泉徴収税を加算した額を報酬又は費用弁償として支払うことができる。

(2) 監事が法人監査に出席したときは、別表2により源泉徴収税を加算した額を報酬又は費用弁償として支払うことができる。

(3) 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により源泉徴収税を加算した額を報酬又は費用弁償として支払うことができる。

(4) 理事長、理事、監事及び評議員が会議等以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表3により源泉徴収税を加算した額を報酬又は費用弁償として支払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬の支払い方法)

第6条 非常勤役員並びに評議員への報酬の支払いは、会議及び業務に参加又は出席した場合にその都度支払うものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

ただし、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成31年2月5日一部改正

ただし、平成31年4月1日より適用する。

別表1 常勤役員報酬

役員名称	報酬	備考
理事長	(月額) 150,000円	職員兼務でない場合
理事長	(月額) 80,000円	職員兼務の場合

別表2 非常勤役員報酬(会議出席の場合)

役員名称	報酬	備考
理事長	8,000円	
理事	5,000円	
監事	5,000円	
評議員	5,000円	

別表3 役員報酬(会議等以外の業務)

役員名称	報酬	備考
理事長	(日額) 8,000円	
理事	(日額) 5,000円	
監事	(日額) 5,000円	
評議員	(日額) 5,000円	